

令和5年度県内旅行平準化促進業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類となり、全国的には延べ宿泊者数はコロナ前(2019年)と比較しても回復しつつあるものの、三重県はコロナ前の水準まで戻っていない。一方で、日本人観光客の割合が高い本県では休日に観光客が集中し、宿泊施設をはじめとした観光関連産業に影響を与えており、特に人手不足となっている宿泊施設では予約が集中する休日に客室の稼働を縮小せざるを得ない状況もある。

このような課題への対応として、平日にクーポンを発行することにより、平日と休日の旅行需要の平準化を促進するとともに、閑散期の旅行需要を喚起することを目的として事業を実施する。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和5年度県内旅行平準化促進業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月28日(木)まで

(3) 委託業務の内容

① 対象となる旅行会社(県内を想定)、宿泊施設等を利用し、平日(※)に県内で宿泊した旅行者に対して県内の観光関連施設で利用可能なクーポンを発行する業務

ア 発行規模等

○発行規模：クーポン360,000千円(原資額) @2,000円~4,000円/人、約130,000人を想定

○対象宿泊施設：500施設を想定

○取扱店施設数(クーポン利用可能施設数)：3,000施設を想定

○事業実施期間：令和5年12月~令和6年2月

(事務局は通年設置(令和5年11月~令和6年3月))

※平日とは：宿泊日もしくは、その翌日のどちらかが、休日(土曜日、日曜日、祝日)でない日

イ 発行するクーポンの詳細等について

○クーポンは電子式とするが、スマートフォンを所持していない方も利用できるクーポンとすること。なお、周知や不正防止対策をはじめ事業実施に対して必要な措置を講じること。

○クーポンの有効期間は、原則宿泊当日および翌日とする。

○クーポン取扱店の費用負担が可能な限り発生しないよう配慮すること。

② 事業運営に伴い必要となる業務(事業者の募集や登録、事業者への周知や情報提供クーポン券の発行管理・精算や不正防止対策、コールセンターの設置等を含む)を行う事務局の設置

ア 旅行会社、宿泊施設、クーポン取扱店の募集等

○クーポンの発行・配布は宿泊施設で行うことを基本とする。

○受託者において、旅行会社・宿泊施設・クーポン取扱店の管理業務(募集、受付、各種対応業務等)を行うこと。

○宿泊施設は、旅館業法第3条第1項の営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ている県内の宿泊施設で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定される施設でないこととする。

○旅行会社・宿泊施設・クーポン取扱店は原則県内に所在する施設・店舗とする。

○多くの施設・店舗に参画いただけるよう努めること。

ただし、クーポン取扱店は観光関連事業者に限ること。

○事業者に過度な負担をかけない制度とすること。また、円滑に支払い等ができる体制とすること。

イ クーポンの周知及び実施に必要な物品の製作及び配送

○実施についての周知及び実施に必要なチラシ等を製作し、クーポン取扱店舗等が必要とする枚数を配送すること。

○事業者用・利用者用の特設サイトを構築すること。

○クーポン取扱店向け、旅行会社向け及び宿泊施設向けの事務マニュアルを作成し発送すること。

ウ 専用電話窓口の開設

○クーポン取扱店、宿泊事業者、県民等からの質問に対応するための専用電話窓口の開設及び問い合わせ対応人員の配置を行うこと(土曜日、日曜日、祝祭日を含む)

○事務局(コールセンター)を設置し、事業者の登録・更新等の諸手続き及び事業者への必要な情報の周知等を遅滞なく実施すること。また、クーポンの発行等に関する関係者及び一般の方からの問い合わせ等に一元的に対応すること。

エ クーポンの利用管理、精算

○クーポン取扱店に対して、速やかに精算を行うこと。

○クーポンの発行及び利用状況について、適宜報告すること。

○予算管理を適切かつ効率的に実施できる体制とすること。

○キャンセルに伴うクーポンの回収等に対して適切に対応すること。

○不正防止対策を講じるとともに、不正事業者に対しては返還等を求める体制とすること。

○不正防止対策の一環として、事業者等への巡視(立ち入り検査等)を適宜実施する体制とすること。

③ 的確な情報発信や周知等を行うことによる、効果的なプロモーションの実施

○クーポンの利用促進及び平日の宿泊促進にかかる周知、PRのための措置を講じること。

○対象となる旅行会社、宿泊施設、クーポン取扱店を増やすための取組や、当事業への登録を希望する宿泊施設へのサポートを実施すること。

○関係団体等と連携し、事業者・利用者等への周知徹底を図ること。

④ 各種報告、効果検証(需要喚起効果、需要の平準化等の分析)

○事業実施状況の報告は、適宜委託者の指定する形で集計・報告を行うこと。

○事業実施結果だけでなく、クーポンの利用データ等による需要喚起効果や旅行需要の平日への誘導への効果測定、クーポン利用者・参画宿泊施設等へのアンケート調査により成果や課題の集約などを実施する。経済効果・消費喚起効果・平準化に向けた効果等の分析を行い、委託者の指定する形で集計及び報告を行うこと。

(4) 提案にあたっての留意事項

①事業内容の追加・変更等がある場合には、誠実かつ速やかに対応できる体制とすること。

②今回の企画提案コンペは、観光関連事業者にて利用可能なクーポンの発行業務であることから、同様の事業を実施している場合は、その実績を提案書に記載すること。

③別事業との連携

○クーポン発行の機会等をとらえ「みえ旅おもてなしポイントプログラム」の参加者増に向けた周知等を行うこと。

○クーポンの利用者情報については、県の観光情報を発信するにあたりみえ旅おもてなしプラットフォーム(※)へ提供すること。また、そのために必要な利用者の同意を得ること。

※データ分析及びメールアドレス等による情報発信等を行うシステム

④ その他

○事業の設計にあたっては、事業効果を検証できるようPDCAサイクルを取り入れた仕組みとすること。

○事業の実施に際し、上記の記載の有無を問わず、実施主体であるみえ観光の産業化推進委員会(以下、当委員会とします。)と十分な協議を行うこと。

○実現可能な提案とすること。

(5) 納品物

委託業務の実施結果を記載した「委託業務実績報告書」(原則としてA4版・両面印刷) 1部(提出時期:委託業務完了時)

なお、事業実績報告書には以下の内容を含むこと

ア 委託業務の実施内容及び成果

- イ クーポン利用状況及び分析結果等
- ウ 情報発信実施状況及び分析結果等
- エ 委託業務収支決算（計算）書
- オ 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- カ その他実施内容の説明に必要と思われる資料

(6) 納入場所

〒514-8570

津市広明町13番地

みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光部内）

(7) 納入期限

令和6年3月28日（木）または委託業務完了の日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日

3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 当委員会に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当委員会と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

5 その他

- ・この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。
- ・契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、当委員会の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。

- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、当委員会の検査後に支払うものとします。なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとします。
- ・受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに当委員会に報告し、当委員会の指示に従ってください。
- ・「個人情報の取扱いに関する特記事項」のとおり取り扱うとともに、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律に罰則があるので留意願います。
- ・当委員会は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとします。
- ・受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。
- ・業務の遂行において疑義が生じた場合は、当委員会と協議し、その指示に従ってください。
- ・事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、当委員会と協議して実施するものとします。